

会計基準設定の米独比較

——基準設定主体の位置づけをめぐる検討——

真 鍋 明 裕

I はじめに

会計基準の国際的統一化に向けた動きは、最近ますます進展している。たとえば EU は、域内上場企業の連結財務諸表に国際会計基準の適用を義務付ける方針を決定しており、今後、国際会計基準の適用が飛躍的に広がることになる。

このような国際会計基準の適用範囲の拡大は、国際的に活動する企業のディスクロージャーや資金調達活動に大きな影響を与えると考えられる。そして、こうした企業をかかえる国々には、国際会計基準策定の場への意見発信や、国内での基準適用を効果的に行う必要性から、従来の会計規制制度の改変が迫られるところも出てきている。ドイツにおいて、1998年にドイツ会計基準委員会（Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee, 以下、DRSC と記す）が設立され、プライベート・セクターの基準設定方式への移行がなされたことは、その代表的な一例といえるであろう。

しかし、いざ規制方式を変更したとしても、それが有効に機能しなければ意味がない。新しい規制方式の導入には、その有効性の確保が必要となるはずである。本稿の目的は、国ごとの基準設定主体の比較から、互いの異同点を抜き出し、検討することにより、規制方式の変更のさいに考慮すべき点を考察することにある。

考察にあたっては、ドイツとアメリカの基準設定主体を対象としてとりあげ

る。タイプの異なるこの両国における基準設定主体を比較検討することにより、国ごとの会計規制のあり方の特徴が明らかとなり、基準設定主体に与えられる役割の違いを見ることができると思われる。

具体的な検討にさいしては、まず、各基準設定主体と、その上位機関¹⁾との権限関係に注目したい。上位機関との関係によって、基準設定主体の機能のしかた、基準設定への関わり方に違いがあらわれるが、これらの違いには基準設定主体に与えられる、会計規制システムの中での位置づけの違いが反映され、そこには各国の規制制度づくりのひとつの縮図を見ることができると考えられるからである。検討にさいしては、とくに法形式上の位置づけに着目したい。何らかの規則によって基準設定主体を位置づけるという行為の背後には、各国それぞれの意図が反映されると考えられるからである。

さらに、別の角度からの考察として、基準設定主体が各国において正統性を有しているのかという観点からの検討も行いたい。会計規制の方法には、各国の歴史や社会秩序のあり方が影響すると思われる。正統性の検討により、基準設定主体の位置づけに、たんに権限関係を見るだけではうかがい知ることのできない、各国の社会構造的要因がどのようにあらわれているかを明らかにできると思われる。

かかる考察をつうじて、会計基準の国際的統一化の動きに対応し、会計規制システムを整備拡充していくうえで考慮すべき一側面を明らかにできれば幸いである。

II ドイツおよびアメリカの基準設定主体の位置づけ

会計基準設定主体とその上位機関との関係には、大きく分けて、上位機関中心型と、設定主体中心型とが考えられる。上位機関中心型では、会計基準への効力の付与は上位機関が行う。会計基準の開発は、上位機関への助言として行

1) 基準設定主体は、何らかの形で権限を付与ないし委譲されている。本稿において、上位機関とは、各国基準設定主体に基準設定権限を委譲している機関のことをさす。

われる。設定主体中心型では、会計基準の設定から公表までを基準設定主体自身が行う。基準設定主体の公表により、基準は効力を持つ。このような2つの型としてみた場合、ドイツとアメリカの基準設定主体の位置づけはどのようにとらえられるであろうか。両者にはいかなる異同点があるのであろうか。以下では、両者の法律上の規定に注目し、検討を行うことにしたい。

1 基準設定主体の法的位置づけ

ドイツでは、1998年に企業領域における統制および透明化に関する法律(KonTraG)が制定され、これによって商法典に第342条が追加され、この条項をもとにプライベート・セクターの基準設定主体であるDRSCが設立された。DRSCの設立を規定した商法典第342条第1項では、ドイツ連邦法務省がDRSCに権限を委譲することと、DRSCの任務に関して規定がなされている。さらに、同条第2項では、DRSCの開発した基準が法務省による公示を受ければ、当該基準はドイツにおいて正規の簿記の諸原則(GoB)に従ったものと見なされるという規定がなされている。

DRSCと法務省との関係に注目すれば、商法典第342条では、DRSCは基準を作りはするが、あくまでそれは法務省にたいする勧告としてなされること、基準は法務省による公示をもってはじめてGoBとして認められることが規定されていることから、DRSCの基準設定は、基準に対する効力の付与という点で法務省とのかかわりのもとなされることになる。また、DRSCと法務省との間に交わされた協約(Standardisierungsvertrag)をみても、法務省はDRSCを独立した基準設定組織として認めながらも、DRSCの基準設定に関与していることがわかる。

たとえば、法務省は投票権は持たないものの、DRSC内で具体的な基準の検討作業を行う基準設定審議会の会合に参加できる(第1条第2項)。また、DRSCの基準設定業務について期限を定めることができ(第3条第1項)、さらに基準がこの期限内に設定されないときは、法務省自ら基準を設定すること

もできる（第3条第3項）とされているのである。以上から、ドイツにおいては、適用されるべき基準の内容を検討、開発する任務は DRSC に与えられてはいるが、位置づけとしては法務省の下部機関としての存在であり、基準設定に対する影響力行使の機会には最終的には法務省が有していると考えられる²⁾。

アメリカでは、1933年証券法、1934年証券取引法の両法によって SEC が設立され、SEC に会計規則設定権限が与えられることになった。しかし、SEC は自らは個々の基準設定は行わず、監督業務に専念するという方式をとった。SEC の発行した会計連続通牒（Accounting Series Release、以下、ASR と記す）第4号と第150号により、プライベート・セクターの基準設定主体、つまり現在では FASB の設定する基準が「実質的に権威ある支持」を有するものとして認められているのである。ただし、SEC は自己の判断によって、SEC 自身の定める規則を採用することもできるため³⁾、SEC は、ドイツにおける法務省と同様、会計基準設定に影響力を及ぼす機会を有している。

以上、みてきたように、ドイツにおいてもアメリカにおいても、民間主体が基準設定を行っているが、両国ともに基準設定にたいする上位機関の影響力を排除できない点は共通しているといえる。しかし、両国間では、以下に示すような違いがある。

ドイツでは DRSC はあくまで法務省に助言を行う機関として位置づけられている。基準の公示を行うのは法務省であり、その基準を作る作業を DRSC が担っているという形である。商法典第342条第2項の規定にもあるとおり、法務省の公示によらなければ基準が発効しないという点で、ドイツの基準設定には法務省が欠かせない役割を果たしている。このことから、ドイツの会計規制は、上位機関中心型であるといえるであろう。

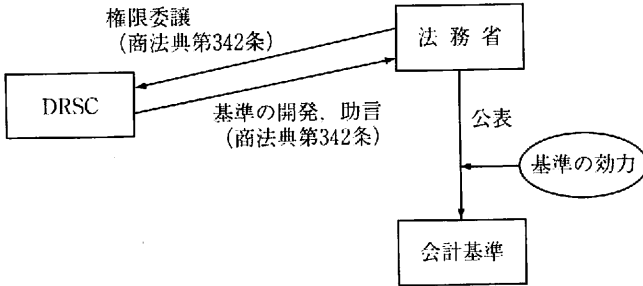
他方、アメリカでは、ASR 第150号により FASB に基準設定権限が与え

2) 協約の内容や、同様の指摘は古市 [1999] においてなされている。

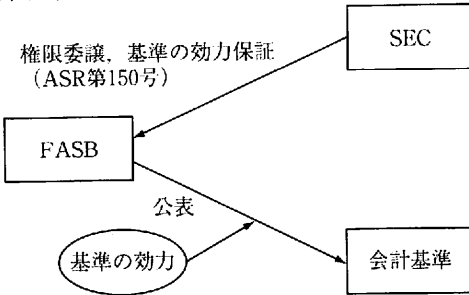
3) SEC は、他のやり方の方がより有用な情報を提供できると判断したときには、SEC 自身の規則を採用することができる (Miller et al. [1994] p. 21)。

第1図 ドイツ、アメリカにおける基準設定主体の権限関係

<ドイツ>



<アメリカ>



られている。その基準は「実質的に権威ある支持」を有するとされ、FASBが基準を設定すれば、それそのものが拘束力を持つものとなる。SECは、基準設定に対して影響力を保持しているとはいうものの、基本姿勢としては基準設定業務を全面的にFASBに委任していると言え、民間主体による自律的な基準設定がなされていると考えられる。このことから、アメリカの会計規制は、設定主体中心型であるといえるであろう。

以上のような両国における基準設定主体と上位機関との関係をまとめると、第1図のようになるであろう。

このように、ドイツとアメリカの基準設定主体の法的位置づけには違いが見られる。かかる相違の1つの要因としては、両国の基準設定主体設立にいたる

国内的、国際的情勢がかかわっていると考えられる。次はこの点について検討したい。

2 設立経緯の影響

ドイツおよびアメリカにおいて、現在の基準設定主体が設立されることとなったのには、それぞれの国内外の事情がある。アメリカの場合、FASBは、APBの失敗を教訓として設立されたという国内事情がある。具体的には、会計の政治化によるAPB崩壊の反省をもとに、設立されたのである。

政治化の具体的な例としては、投資税額控除の会計問題が挙げられる。投資税額控除の会計処理として、APBは当初、APB オピニオンにおいて繰延法を採用していたが、税額控除法を主張する産業界のロビイングに遭い、結局、両方法を認めるやり方に変更せざるをえなかった(新井[1982] 31-32ページ)。この投資税額控除の問題はその後、APBの崩壊を決定づける大きな要因となった(大石[2000] 67ページ)。その結果、FASBはロビイングによる影響を受けないようにするため、独立性を重視した位置づけを与えられていると考えられる⁴⁾。このことは必ずしも上位機関であるSECからの独立を意味するものではないとしても、アメリカ公認会計士協会(AICPA)とは別個の組織となり、審議会メンバーも基準設定に専念する体制がとられたことで、より自律性の強化がすすめられたものと考えられる。

他方、ドイツの場合、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee, 以下、IASCと記す)が、各国基準設定主体との連携を強める方針を打ち出したという国外事情への対応として、DRSCを設立したという経緯がある。国際的には、プライベート・セクターの基準設定主体により

4) APBはアメリカ公認会計士協会(AICPA)の中の組織であったが、FASBはAICPAとは別個の組織として設立された。また、APBのメンバーはAICPAの会員のみから構成されていた(Solomons[1986] p. 27)が、FASBのメンバーは、フルタイムで業務に従事し、以前に所属していた組織との関係を絶つことを求められており、メンバー構成の面でも独立性の確保が図られている。

基準設定を行うという規制方式が多くで行われていることを考慮し、ドイツでもプライベート・セクターの基準設定主体設立に至ったのである。国内事情による必要性もあったと思われるが、プライベート・セクターの基準設定主体の設立には、会計基準の統一化をめぐる国際情勢への対応という側面が強かったといえる⁵⁾。それは、連邦議会の印刷物に記されている以下の記述からもうかがわれる⁶⁾。

「会計の領域においては基準設定による規制が国際的慣行となっている。一般に、基準設定者は民間により担われている。その例としては、アメリカ合衆国における財務会計基準審議会（FASB）および国際会計基準委員会（IASC）をあげることができよう。国内基準設定者がいないために国際的基準設定過程、とくに IASC の作業に対して、ドイツが不十分にしか影響力を行使することができないと非難されることが、近年多くなっている。さらに、IASC 自体が、国内基準設定委員会との協力の強化を明白に企図する新構想を提示した。こうした理由によりドイツに会計委員会を迅速に設置することがぜひとも必要である。」（Bundestag [1998] S. 24-25）

ここからもわかるとおり、DRSC は、会計基準の国際的統一化の動きが進むとともに、基準設定方式をも国際的な標準と合わせなければならないという必要性に迫られ、ドイツの国家的な問題として議論された結果、設立されたのである。かかる経緯により、アメリカと比べると、基準設定主体に対する国家のコミットメントは強いといえよう。

5) DRSC 設立の根拠となった KonTraG は、もともと、ドイツ企業の破綻を契機として、それへの監督強化を目的として制定された（黒田・ラフィテナリヴ [1998] 71ページ）。当該法律の審議過程において、民間基準設定主体の設立は当初、草案にも盛り込まれていなかった（黒田・ラフィテナリヴ [1998] 71ページ、古市 [1999] 146ページ）。それにもかかわらず、基準設定機関設置の規定が急速に、法案に盛り込まれたのは、IASC が基準設定機関との連携を打ち出したことが背景にあったと思われる（古市 [1999] 146ページ）。

6) 以下の訳の多くは、黒田・ラフィテナリヴ [1998] 71ページを参考にしている。

3 小 括

本章では、ドイツおよびアメリカの基準設定主体の法的位置づけを上位機関との関係から検討した。その結果、ドイツおよびアメリカの基準設定主体は、両国の国際的、国内的情勢も作用し、それぞれ上位機関中心型、設定主体中心型という特徴を有していることがわかった。

かかる2つの型は、たしかに両国に特徴的に見られる区別にはちがいないであろう。しかし、視点を変え、正統性の付与という見地から考えれば、両国の基準設定主体の位置づけについて、またこれとは異なった解釈が可能となると思われる。これについて、次章で検討することにした。

III ドイツ、アメリカの基準設定主体の正統性

本章ではドイツおよびアメリカの基準設定主体が正統性をそなえているかについて考察する。正統性とは何であるかについては、拙稿 [2003] において検討を行った。そこでは、M. Weber の合法的支配の所説を基礎として、以下のように正統性を定義づけた。すなわち、正統性とは「その社会を形成している秩序に適合した形である業務を行う任務を与えられ、なんらかの決定を行う主体としての存在に関し、当然のものとして認められる可能性を有していること」(拙稿 [2003] 31ページ) である。

ここからは、第1に、社会を形成している秩序がどのようなものであるかということ、第2に、その秩序に適合した形で業務を行う任務を与えられているのかどうかということの2つが検討すべき問題となる。そこで、以下ではこれらの点について考察する。

1 秩序形成の形態

まず、ドイツでは伝統的に法律によって、政府主導の会計規制が行われてきた。ドイツでは、会計基準の決定は、伝統的に会計専門家が取り扱う専門技術的な問題ではなく、広く社会的に影響力のある政策上の決定と考えられ、立法

のプロセスを経てなされるものであった (Ordelheide and Pfaff [1994] p. 82)。会計規則は、商法によって規定され、議会による承認が必要であった (Ordelheide [1999] p. 99)。

他方、アメリカでは、会計規制は社会において慣習として行われてきた手続を一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles: GAAP) として集成し、これによって会計計算のあり方を規定する方式がとられてきた。そして、かかる会計原則の形成は民間会計士団体によって行われてきた。前述したように、こうした原則が SEC によって「実質的に権威ある支持」を有するものとされたことにより、会計士団体が会計原則を形成するという方式が確立した⁷⁾。

以上より、会計規制における秩序形成は、ドイツでは法律により、アメリカでは慣習によりなされていることが確認される。次に検討すべきは、各基準設定主体が、それぞれの国内の秩序形態に適合して基準設定業務を行う任務を与えられているかどうかということである。

2 秩序形態への適合

拙稿 [2003] では、ドイツの DRSC の正統性について検討した。その結果、ドイツでは法律上の根拠をもってドイツ連邦法務省に基準設定権限が与えられ、さらに法務省から DRSC への権限委譲がなされることにより、DRSC は法律の枠組みに矛盾しない位置づけを与えられ、正統な基準設定主体たる地位を付与されていることがわかった⁸⁾。では、アメリカの FASB については、どうであろうか。

まず、1933年証券法および1934年証券取引法によって SEC が設立され、SEC に会計規則の設定権限が与えられている。1933年証券法の第19条(a)では、

7) 津守 [2002] 第2章では、連邦取引委員会 (FTC) ないし SEC によって行われる公的統制と、会計士業界の志向する自主規制による私的統制との対立の構図を軸に、公的統制を回避する手段として GAAP の方式が作り上げられてきた過程が歴史的に詳細に述べられている。

8) この点に関しては、拙稿 [2003] 37-40ページを参照されたい。

証券の登録やその他提出されるべき書類についての規則を定める権限を SEC が有することが規定されている (Johnson and Solomons [1984] pp. 176-177)。これにより、議会から SEC への権限委譲がなされていると考えられる。さらに、SEC は、ASR 第150号により、FASB の設定する基準が「実質的に権威ある支持」をもつものとした。ASR は、SEC が財務情報の作成・開示について定めるレギュレーション S-X の公表趣旨や運用方針等を示すもので、レギュレーション S-X と同等の効力を有するものとみなされている (新井 [1982] 109ページ) ため、この ASR 第150号の公表をもって、議会から SEC、SEC から FASB への権限委譲がなされ、FASB の設定する会計基準が GAAP としての効力を持つことが法制度上、明確に定められていると考えられる。

また、民間主体による私的統制として会計基準を設定する以上、当該基準の規範性を確保するためには、一般的承認性による公的性格が付与されなければならない (津守 [2002] 64ページ)。一般的承認性を得るためには、会計基準が特定の利害関係者のみの影響を受けるものであってはならないであろう。そのために、1つには、第Ⅱ章でも述べたように、FASB 設立時には、独立性の確保が図られた。もう1つには、会計基準の審議過程にある草案等を公開し、利害関係者に意見を述べる機会を与えるデュー・プロセスの手続きによって、最終的に発行された基準が一般に受け入れられる可能性を高める対策がなされていることがあげられる⁹⁾。

以上にみるように、アメリカにおいて、FASB は慣習による秩序形成という形態に適合した形で基準設定を行う任務を与えられているとみなすことができると思われる。

これらのことから、ドイツにおいても、アメリカにおいても、基準設定主体

9) ドイツにもデュー・プロセスはあるか (Ordelheide [2001] p. 1367)。これがアメリカのデュー・プロセスを模範としたものであることは容易に想像できる。アメリカにおいて、発行される基準の一般的承認可能性を高めるためにデュー・プロセスという方式がとられていたことは、アメリカの秩序形成のあり方をふまえた対策として注目してよいであろう。

に関しては、それぞれの社会において正統性を得られるような位置づけが与えられていると判断することができるであろう。

IV ドイツとアメリカの共通性

ここまで、ドイツおよびアメリカにおける基準設定主体が、その国の会計規制システムの中でどのような位置づけを有しているのかについて、検討を行ってきた。

第Ⅱ章で見たような、上位機関および設立経緯から両国の基準設定主体の持つ特徴をみてみると、ドイツの基準設定は上位機関中心型であり、アメリカの基準設定は設定主体中心型であるという特徴が見られた。その意味ではドイツの DRSC、アメリカの FASB とともにプライベート・セクターの機関であるとはいっても、互いに異なる特徴を有しているといえよう。

しかし、第Ⅲ章に見たような、正統性の観点から考察すれば、またちがった側面をうかがうことができる。すなわち、ドイツにおいては法律による秩序形成という形態に適合し、法律上の根拠をもって DRSC の任務が定められることにより、DRSC に正統な基準設定主体たる地位が付与されていた。他方、アメリカでは、慣習による秩序形成という形態に適合し、FASB の基準には「実質的に権威ある支持」が与えられ、同時に、独立性の確保、デュー・プロセスの実施がおこなわれることにより、FASB に正統な基準設定主体たる地位が付与されていたのである。

以上の考察から、以下の二点が重要な知見として導き出されると思われる。第一に、ドイツとアメリカでは、基準設定主体に正統性が与えられているという点で共通点があるということである。民間の基準設定主体をめぐって、ドイツでは上位機関中心型、アメリカでは設定主体中心型という規制方式がとられている点で両国には違いが見られる。しかし、正統性の観点からすれば、DRSC は法律による秩序形成への適合、FASB は慣習による秩序形成への適合がなされ、正統性が与えられているという点では同じである。第 1 図によ

て表現されるような上位機関中心型、設定主体中心型という位置づけの違いは、両国の秩序形態の違いから引き起こされる、形の上での違いであって、その背後には、正統性の付与という共通の行動様式が横たわっているのである。

これは、次の事実を見ても経験的に認識されることである。たとえばドイツでは、第Ⅱ章でもみたように、国際的に民間主体による会計基準設定が主流となっていることに対応して基準設定主体を設立したにもかかわらず、法規則によって、政府機関の一部であるかのような位置づけとなっている。また、アメリカでも、会計の政治化によって基準設定主体のあり方が問題となったとき、基準設定へのパブリック・セクターの介入も考えられたが、結局は SEC が FASB の権限を認める形で民間による私的規制という方式が守られたのである¹⁰⁾。

第二に、ドイツにおいてもアメリカにおいても、法律による権威の裏付けが重要性を有しているということである。ドイツでは商法により、アメリカでは連邦証券二法と ASR により、基準設定主体の正統性に対して法的な裏付けがなされている。ここで注目すべきは、ドイツに比べ慣習に重点のあるアメリカでも、法的裏付けがなされているという点である。いやむしろ、慣習に重点があるがゆえに、法律の役割が重要になってくると考えられる。

第Ⅲ章の注においても述べたように、アメリカでは、連邦取引委員会 (FTC) ないし SEC によって行われる公的統制と、会計士業界の志向する自主規制による私的統制との対立の歴史があった。この対立は SEC が ASR 第4号により民間基準設定主体に会計原則の設定権限を委譲することを通じて解決に至ったが、私的統制として会計規制を行うがゆえに、会計基準の規範性を確保するためには、一般的承認性による公的性格が付与されなければならない

10) 津守 [2002] によれば、会計の政治化を背景として、パブリック・セクターによる直接的な会計規制の可能性が浮上した。FASB の設立は、パブリック・セクターのかかる動向に対するプライベート・セクター側の自主防衛策としての意味を持つものであった (津守 [2002] 377-379 ページ)。また、パブリック・セクターによる規制の可能性があったとはいえ、SEC は、資金や専門的知識の不足などから、自らが会計基準の設定を行うことには消極的だったようである (Solomons [1986] p. 28)。

(津守 [2002] 64ページ)。そのためには、民間主体によって設定される基準が「実質的に権威ある支持」を有するという、公的文書による保証が必要であると考えられるのである。

したがって、成文法による基準とは対極に位置すると考えられがちな、慣習による基準を基礎とした規制制度をもつアメリカでも、法律の役割は重要であるといえよう。

V お わ り に

本稿では、異なる国々で、新しい基準設定主体の設立が既存の規制システムの中でどのように受け入れられ、また当該基準設定主体にどのような位置づけが与えられるのかについて、ドイツとアメリカの比較により検討を行った。

その結果、ドイツとアメリカでは、プライベート・セクターの基準設定主体をめぐって、一方で上位機関中心型、設定主体中心型という違いが見られるものの、他方では、正統性の付与と、権威の法的裏付けという点において、共通点が見られた。フランコ・ジャーマン、アングロ・アメリカンという範疇で区別されることの多いドイツとアメリカであるが、基準設定主体の位置づけについては、同様の行動様式が観察されたのである。

このことは何を意味するのであろうか。少なくとも、本稿の検討から言えることは、基準の設定、施行を有効かつ円滑なものにするためには、法的裏付けに基づく、基準設定主体への正統性の付与が重要であると考えられるということである。

会計基準の国際的統一化の展開は、企業活動に影響を及ぼすものであり、各国はそれへの対応から、自国の規制方式の変更も場合により考慮しなければならない。しかし、国内の秩序形態は国によって様々であり、制度の変更のさいには、それぞれの国において、新しい仕組みが有効に機能しうるよう、注意を払うことが必要である。そのとき、本稿の考察よりえられた、法的裏付け、正統性付与といった要素は、検討すべき要件のひとつとなりうると考えられる。

参考文献

- Baetge, J., J. Krumnow, J. Noelle [2001] "Das "Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee" (DRSC)," *Der Betrieb*, Heft15 Jg. 54, S. 769-774.
- Bundestag [1998] *Bundestag Drucksache*, 13/10038 (<http://www.bundestag.de>).
- DRSC [1998] "Standardisierungsvertrag," (<http://www.drsc.de>).
- FASB [2003] "FACTS about FASB 2002-2003," (<http://www.fasb.org>).
- Hornngren, C. T. [1972] "Accounting Principles: Private or Public Sector?," *The Journal of Accountancy*, May 1972, pp. 37-41.
- Johnson, B., D. Solomons [1984] "Institutional Legitimacy and the FASB," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 3, pp. 165-183.
- Kuting, K., S. Brakensiek [1999] "IASC, FASB und DRSC-Ein Kurzportrat dreier Standard Setter," *Betriebs-Berater*, Heft13 Jg. 54, S. 678-682.
- Miller, P., Redding, R., Bahnson, P. [1994] *The FASB: the people, the process, and the politics*, Irwin. (高橋治彦訳『The FASB 財務会計基準審議会——その政治的メカニズム——』同文館, 1989年)。
- Ordelheide [1999] "Germany" in *Accounting Regulation in Europe*, ed. by McLeay, S., Macmillan, pp. 99-146.
- Ordelheide, D. [2001] *TRANSACC: Transnational Accounting*, Palgrave.
- Ordelheide, D., D. Pfaff [1994] *European Financial Reporting: Germany*, Routledge.
- Pellens, B. [2001] *Internationale Rechnungslegung*, 4. Aufl., Schäffer-Poeschel.
- Solomons, D. [1986] *Making Accounting Policy*, Oxford University Press. (加藤盛弘監訳『会計原則と会計方針』森山書店, 1990年)。
- 新井清光 [1982] 『国際会計研究』中央経済社。
- 新井清光編 [1993] 『会計基準の設定主体』中央経済社。
- 安藤英義編 [1996] 『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。
- 大石桂一 [2000] 『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 黒田全紀, ラフィアナリヴ・ティアナ [1998] 「フランス・ドイツにおける会計基準設定主体の動向」『COFRI ジャーナル』第33号, 62-80ページ。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論——相違と調和——』中央経済社。
- 浜本道正 [1988] 「会計政策の理論 (二)」『会計』第134巻第3号, 105-117ページ。
- 古市峰子 [1999] 「会計基準設定プロセスの国際的調和化に向けたドイツの対応——プライベート・セクターによる会計基準設定と立法・行政権との関係を中心に——」『金融研究』第18巻第5号, 135-162ページ。

真鍋明裕 [2003] 「ドイツにおける会計基準の国際的統一化の新展開とその制度的意義——民間会計基準設定主体の正統性をめぐって——」『経済論叢』第171巻第5・6号, 27-44ページ。

「企業領域における統制および透明性に関する法律 (KonTraG)」 *Bundesgesetzblatt* Jg. 1998 Teil I Nr. 24, S. 786-794.